

## 業務仕様書

### 1 業務名

札幌市精神保健福祉センター産業廃棄物搬出処分業務

### 2 業務内容

受託者は、委託者の指示により次の業務を実施すること。

- (1) 委託者が排出する産業廃棄物を収集運搬し、焼却、選別等の中間処理を行う。
- (2) 産業廃棄物管理票（マニフェスト）等の提出により、関係諸法令に基づき廃棄物が適正に処分されたことを報告する。
- (3) その他、当該業務を遂行するため委託者が指示すること。

### 3 業務場所

札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

### 4 履行期間

契約締結日から令和 5 年（2023 年）3 月 31 日までとする。

なお、収集作業実施にあたっては、職員及び関係者、施設利用者に支障が無いよう十分に配慮して行うこと。また、作業実施日は事前に担当者との打ち合わせで決定すること。

### 5 産業廃棄物の種類及び予定排出量

産業廃棄物の種類及び予定排出量は次のとおりとし、種類ごとの単価を見積書に記載すること。

ただし、予定排出量はおおよそのものであり、本業務の履行に当たり保証するものではないため、単価の算出にあたっては、留意すること。

種類	予定排出量	備考
混合廃棄物	3,740kg	
廃プラスチック類	66kg	
金属くず	605 kg	
廃油	330kg	
家電リサイクル品	1 台	家電リサイクル券は委託者が調達する

### 6 搬出量の報告

受託者は、産業廃棄物の搬出量の確認を受けること。

また、産業廃棄物の種類ごとに数量を集計し、委託者へ報告すること。

## 7 監督者

受託者は、業務遂行を指揮監督するため、監督者を定め、監督者が不在又は事故あるときの補助者として監督代行者を若干名選任し、氏名等を委託者に通知すること。また、選出した者の雇用が確認できる書類を併せて提出すること。

## 8 安全の確保

受託者は、作業の実施にあたり、従業員または第三者に対する事故防止に留意し事故に対する一切の責任を負うこと。また、事故が発生した場合は速やかに委託者に報告すること。

## 9 現地確認

入札に際して現地確認を希望する場合は、委託者の立会いのもと、下記期間中に実施することが出来る。

なお、現地確認を実施せずに入札参加することを妨げるものではない。

### (1) 実施可能期間

令和4年(2022年)12月13日(火)～27日(火)9:00～17:00(土・日を除く。)

### (2) 連絡先

下記11と同じ

## 10 その他

(1) 受託者は、業務の遂行にあたり、委託者との連絡を密にするとともに、この仕様書に定めのない事項については、委託者の指示に従うこと。また、本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に努めること。

(2) 極力低公害車等、環境に負荷の少ない車両を使用すること。

(3) 環境に負荷の少ない運転をすること。

ア 急発進、急加速、空ふかしをしないこと。

イ 適正な空気圧、経済速度で走行すること。

ウ 不要な荷物道具類は積まないこと。

(4) アイドリングストップを徹底するなど燃料の節約に努めること。

ア 駐停車して自動車を離れるときは、エンジンを止めること。

イ 長時間駐停車しているときは、エンジンを止めること。

ウ 必要以上の暖気運転および冷暖房のためのアイドリングを自粛すること。

## 11 担当者

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部精神保健福祉センター 担当：神山

札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 4F TEL:011-622-5190